令和3年度第1回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録					
開催日時	令和3年6月18日(金)午後2時00分から3時30分まで				
開催場所	オンライン開催 ※傍聴:はぐくみセンター(奈良市保健所・教育総合センター)1階 ボランティアインフォメーションセンター会議室				
出席者	委 員	礒野奈緒委員、伊藤俊子委員、梅田直美委員、作間泉委員 辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、濱田眞人委員、矢本亜矢委員 【計8人出席】			
	事務局	中川市民部次長、圓山地域づくり推進課課長、 高岡地域づくり推進課課長補佐、岡田地域づくり推進課課長補佐 山中地域づくり推進課地域自治推進係係長、土井地域づくり推進課 協働推進係係長、地域づくり推進課協働推進係田中			
開催形態	公開(傍聴人0人)		担当課	市民部	地域づくり推進課
議 題 又は 案 件	1 開会 2 案件 (1)第3次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について (2)地域自治協議会について (3)その他 3 閉会				
決定又は取り纏め事項	1 第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて、素案を検討し、整理する。				
	2 次回の審議会は、コロナウィルス感染予防の観点から、メールやオンライン会議等を用いての審議も検討しており、状況を鑑み改めて連絡する。				

## 議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等

## 1 開会

事務局より委員の改選による委員の紹介。

## 2 案件

- (1) 第3次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて
- ○事務局より、資料4に基づき説明を行った。
- ・5ページ「市民公益活動団体の具体例」の中に、昨年度に条例内に追加された「地域自治協議会」を追記。6ページの2章「社会の情勢と本市の現状と課題」について、「社会の情勢」という表現だとコロナ禍中心の内容になり、奈良市の第5次総合計画の内容と重複する可能性があるため、「奈良市のまちづくりの現状と課題」に変更。6ページ7ページについて、前回の段階では「現状」と「課題」を分けて記載していたが、内容との整合性が分かりにくいというため、現状と課題を一括りにし、「(1)人口減少と市民ニーズの多様化」

と「(2)住民自治の拡充」、さらには、新たに「(3)市民公益活動の展開」を8ページに 追加し、合計3項目で構成した。9ページについて、前回の審議会でボランティアインフ ォメーションセンターとボランティアセンターとの違いが分かりにくいとの意見があった ため、各センターの役割を表にまとめた。10ページの実施計画について、評価の基準が わかりにくかったため、「評価の基準」を追加した。なお、令和2年度の評価については、 現段階で未集計のため、確定次第追記する。11ページについて基本方針1の中で、市民 参画事業を追記、パブリックコメント件数とともにグラフ化。12ページSNSの活用に ついて、表現がわかりにくいとの意見があったため、「活用件数」から「部署数」に修正。 次に、13ページの「基本方針2」について、ボランティアインフォメーションセンター とボランティアセンターの利用状況を表にまとめ、よりわかりやすい表現に変更。16ペ ージから18ページにかけて、ボランティアインフォメーションセンター及びボランティ アセンターの講座実績やアンケートによる顧客満足度を追記し、現状や成果をわかりやす く変更。19ページの基本方針3について、前回の審議会で「地域自治協議会についての 内容をもう少し組み込むべき」という意見があったため、条例に追記した旨や地域づくり コーディネーターについての記載等、これまでの成果や現状について、具体的に明記した。 24ページの基本方針2ボランティア・NPO活動の活性化基本施策について、地域のコ ミュニティや、これからを担う若者の世代向けの表記がなかったため、施策の②に追記。 32ページ「審議会委員名簿」について、最新の内容に更新。

#### ▶主な意見は以下の通り

- ・今回の審議会において来年度からの第3次計画を精査していくが、計画を実践するために はどうしていくかということが読み込めない。話し合うのはプランだけでいいのか。(作間委員)
- →今回の審議会においてはプランの話し合いになる。資料4の10ページ令和2年度の評価 についてが現在未集計になっているが、確定次第追記し、次回の審議会にて今後やっていく 事を提示する。(圓山課長)
- ・第2次計画についてはどこで進めるのか(作間委員)
- →地域づくり推進課がとりまとめ主導を持っているが、各課の案件については各課ですすめている。当課のみで行っていくものではない。(圓山課長)
- ・市民参画なので我々自治連合会としてサポートしたいと思っているが、どういうところを サポートすればいいのかが読み込めない。自治連合会、地域自治協議会が受け持つところ、 地域自治協議会の名をもとに、地域住民がどう動いたらいいのかというところが読み込めな い。(作間委員)
- →自治会、自治連合会については、資料4の5ページにて各種団体の名称の提示、7ページ にて構成毎に各種団体が入っていることを提示しているが、計画のため具体的な動き等は落 とし込めてはいない。(圓山課長)

- ・この推進計画は6年目になるが、自治連合会はこう参画してくださいというのをこの5年 一切聞いた事ない。すばらしい計画であるのに周知されていない。こういう計画があること を地元に周知できるような議論が必要。(作間委員)
- →周知方法に関しては検討したい。ご意見、アイデアがあれば頂きたい。(圓山課長)
- →作間委員からの一連の質問を受け、審議会について説明すると、市民参画及び協働による まちづくりの計画を預かっているのは審議会でもあるが、大きく分けると住民自治と言われ るものは自治会等がやっている市民活動、NPOの活動、ボランティア活動等もあり、自治 会だけではない、この沢山並べられている諸団体が頑張る事が、奈良市行政及び奈良市議会 という両方で構成される団体自治と言われる、いわば集団で行われる地方自治のパワーを上 げる事になり、コストを下げる事にもなる。しかし現状、団体自治も今まで通り出来なくな ってきている。職員数も合理化の中で全国平均三割ほど減らされてきており、交付金等も止 まり、住民の要望通りに応える高度経済成長の時のような地方自治は不可能である。いかに 効率的かつ有効な政策に絞って行政を運営していくか、広く住民の皆様の参加と経営のプロ セスにもかかわって頂くというのが参画の営業作戦である。このことを自治会から理解を得 るのに大変時間がかかっている。次のステップで住民自治を再結成していくために、奈良市 の総合型のまちづくり協議会、地域自治協議会を作るという方向に踏み込むことを決断し、 前任の梅林会長も大変な苦労をされて各自治会に啓発をおこなった。その協力もあって条例 を一部改正し、市長認定団体になる地域自治協議会を作るということになった。行政は指図 をできるだけしないという抑制的な方法をとっており、各地区の主体性、成熟度、状況をみ て自治会を中心として各種の地域団体が相談して取り組むようになっている。そのために会 長から行政からのサインが足りないと思われる部分があると思われるかもしれないが、あく まで地域からの主体性を尊重するという立場からの感触である。また冒頭で説明した通り、 住民自治は自治会、町内会、地域団体だけが担っている訳ではなく個人主義結集型のNPO ボランティアの住民自治の担い手等の活動を活性化させる姿勢もこの計画の中には盛り込ま れている。非常に視野が広く、主体が多岐に渡るので、自治会からしたら、なにを求められ ているのかが見えにくいという印象を持たれるのは当然だが、それは各団体の状況に応じて 応援の仕方も多様に設計しているということでご理解頂きたい。行政からの指導を受けると いうよりも皆さんの同意を大事に計画しているものである。(中川委員)

### (2) 地域自治協議会について

○事務局より、『地域自治協議会』について、これまでの取組状況について説明。

資料6奈良市地域自治協議会の認定状況について、今年度新たに1地区、南部ブロックの明治地区自治協議会を認定し、現時点で認定協議会が13地区、準備中の地区は5地区となっている。資料7奈良市地域づくり一括交付金の概要、かねてより地域から各種団体の補助金との一括交付の要望があったが、今年度より設立2年目以降の地域自治協議会の内、希望する協議会に対して従来の立ち上がり支援交付金に合算致し、地区自治連合会の交付金である地域活動推進交付金と自主防災・防犯組織活動交付金を一括交付することとなった。交付金算定基準については従来の3つの交付金の合計額に自治連合会及び自治会の未

加入世帯分を加算して交付することとなっている。検討段階では地区社会福祉協議会の補助金や、民生児童委員協議会の補助金も一括して交付できないか関係各所と調整してきたが、地区社会福祉協議会については奈良市の社会福祉協議会より、寄付金を来年度に交付されていることから、また民生児童委員協議会については、民生児童委員協議会会長会の意向により、一括交付はしないこととなった。さらに市に事前に申請を頂いた場合に限り交付金の一部を積み立てできるようにした。その他詳細については資料8奈良市地域づくり一括交付金交付要領の通りである。この交付金の創設により、今まで以上に柔軟に交付金を活用する事が可能になり地域の取り組みの活性化が期待できる。今年度からこの交付金制度を運用していく中で地域から意見を聞きながら改善していきたいと考えている。(圓山課長)

- ・小学校の統廃合によって元々は小学校が2校区あった2つの地域で自治協議会を作るという動きがあるがどうなのか。(伊藤委員)
- →地域の方が2地域で作っていこうという想いがあれば、それに向けて地域づくり推進課も動いて行く。あくまで主体は地域の方がまとまって頂くということなので地域の方でご意見交換をして頂きたい。(圓山課長)
- ・交付金について、地域活動推進交付金、自主防災・防犯組織活動交付金は一括交付のみなのか、社会福祉協議会、民生児童委員協議会の交付金は一括交付金には入らないのか。 交付金についての使用の報告は毎月出すのか。(辻中委員)
- →一括交付に参加しない団体には個々に地域づくり推進課から交付する。地域自治協議会のところでも希望のないところには今まで通り自治連合会に下りるお金と防犯防災は別々で下りている。社会福祉協議会と民生児童委員協議会それぞれ別の所から交付している。報告書については毎年の提出でお願いしている。提出後、課内で精査していくという形になっている。(圓山課長)
- ・交付金は交付された分は何に使ってもいいということか。(辻中委員)
- →資料8に交付対象事業をのせている内容で使って頂くことが可能である。(圓山課長)
- ・地域の事には使えるということか。(辻中委員)
- →使える。また、地域の事に関しては自由度がある。(圓山課長)
- ・交付金の報告について、今までであれば、自治連合会と自治会とそれぞれが報告を上げていたが、一括交付をすることにより自治協議会が報告をあげることになるのか。(矢本委員)
- →地域自治協議会に対して交付されるものなので地域自治協議会が報告をあげる。(圓山課長)
- ・報告の内容について、全てまとめた形で報告していいということか(矢本委員)

- →内容が分かる形で報告を上げてもらう。報告の仕方については担当に相談いただきたい。 (圓山課長)
- ・明治地区において一括交付金の申請を相談していきながら検討していきたい。(伊藤委員) →一括交付金については今年度に関しても、昨年12月に希望した8団体にのみ交付して いる。一括交付金は設立2年目以降ということになり、明治地区に関しては今年設立され たので来年以降対象である。地域自治協議会で話し合い、一括交付でいくのか、今まで同 様それぞれで行くのか決定が必要である。それを受けて市は動く。この一括交付金は自治 連合会の分と自主防災・防犯活動の2つの交付金なので、そのほかの分は一括交付の対象 外である。(圓山課長)
- ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について。第8条の2地域自治協議会の 役割の3項に2項に定めるものの他、地域自治協議会の設置認定及び運営に関する事項を 規則で定める。と書いてあるため、規則も一緒に入れる必要がある。(中川委員) →後日追記をする。(圓山課長)
- ・地域自治協議会の結成において校区がまたがったとしても認定要件にひっかからない。 おおむね小学校校区という単位でスタートした話であり、小学校区単位でなければならないということはない。人口が立ち上がり時より半分になったとか、1/3に減ってしまったとか、その場合はもう一遍地域自治の協議会を合併しなきゃいけないという時期はくるかもしれない。しかし現状奈良ではまだそのような話は生まれておらず、統廃合についてまだ議論する必要はないと考える。(中川委員)

#### (3) その他

各委員からの所見

- ・第3次推進計画の6、7ページ自治会加入率において、課題を具体的に掘り下げていかないと低下していく一方。自治会の世代交代の時期に来ているが、若手の方からの自治会長になったけれどどう運営していいか分からないという相談が増えてきている。運営のマニュアル整備が今後必要なのではないかという印象を受けている。(礒野委員)
- →自治会の手引きというものを発行している。毎年発行しており、自治会活動の参考になるかと思う。連合会長より届くので参考にしていただきたい。地域づくり推進課にもコーディネーターが居るのでそちらも活用いただきたい。(圓山課長)
- ・自治会に入っていてもなにも良いことがない、メリットデメリットが分からないという 意見もあり。新しく転入してきた若い方の加入率も下がっている。自治協議会から引っ張 ってやっていなければいけないのではないだろうか。(伊藤委員)
- ・まちづくりの担い手の多様性を考慮した支援が必要かと思う。自治協議会については交

付金の支給であったり議論も進んできているが、こういった自治協議会や連合会関係なく個人で活動しているボランティアの方や福祉のボランティアの方とか、そういった方々の支援をどのように充実させていくのか。地域自治協議会との結びつけを速やかに行うためにどうしていくのかということを検討していけたらと思う。(梅田委員)

→奈良市は都市型社会であり、自治会の高齢化は全国の大都市圏、都市型の住民自治協議会共通の課題である。その一方で一人暮らしの高齢者がいかに地域に関わっていけるかという深刻な課題がある。年金で生活を維持できないため高齢者の3人に1人はパートに出ている。そういうところにいかに地域の自治会や住民自治協議会の担い手側に入ってもらうか。あるいはどういう地域活動サービスを提供していくか、メニューの開発と人材の確保両方とも非常に差し迫った課題としてやってきている。時代に応じた政策を考えないといけない。(中川先生)

- ・担い手不足、自治会離れ、これは本当に大問題である。自治会加入率の低下を抑えていかないといけない。今後も地域活動を活性化できるようにお力添え頂きたい。(作間委員)
- ・単身世帯が増えていたりコミュニケーションツールの進化SNSの進化でひとりでも何でもできてしまうという時代になっている。その時代の中で社会的に孤立してはいけないということを非常に感じている。地域でインフォーマルの空間を作っていくことが必要である。社会福祉協議会も今年から組織改編して取り組んでおり、個人の課題を個人の責任でするのではなく、社会の課題として捉えていく組織体制に変えている。引きこもりであったり貧困の方であったり、課題を抱えた方は個人の問題ではない、社会がどこかに歪があると考える必要がある。そのため一番大事なことは対話を重ねる事であり、発信して対話していくということが大事な時代だと思う。(濱田委員)
- ・第3次推進計画を見て、グラフや表やイラストが採用されていて見やすくなっている。 多くの市民の方に読んでいただきたい。これの周知の仕方を考える必要がある。地域活動 については、繋がりが大事だと思うが、コロナ禍で活動行事が自粛しなければいけない状態にある。ぜひ今後ワクチンの接種も進んでよりよい方向に進んで欲しい。(矢本委員)
- ・3次の推進計画、絵も入ってグラフも入って見やすくなっている。さきほどからでているように自治会加入率の低下はどうにかしないといけない。自治会に入らなくて困ることがない。自治会に入っていていい事もあまりない。高齢になっていくと地域の繋がりが必要になってくるかと思う。自治会に入らなくてもコミュニケーションも取れるし奈良市は災害などもほとんどないので、地域で動かないといけない事もなく若い人には困ることがない。自治会に入らなくても自治会に入っているメリットがないというのはわかるが、なにもないから入らないとうのは違うのではないか。そこをどう維持していくかというのが課題だと思う。(辻中委員)
- →自治会に入らなくても不便がない。入ってもメリットを感じないという所は一般的によく言われる。アピール方法を考えないといけない。住民自治協議会が出来たら、協議会の

力を持って自治会加入の運動を起こすべきだと考える。自治会等の地域のつながりが非常 時には大きな支えになる事を認識してもらいたい。(中川委員)

# (3) その他

- ・次回審議会についてはコロナウィルス感染防止の観点から、メールやオンライン会議も考えている。(事務局)
- →改めて詳細については連絡する旨ご案内。
- ・議事録の署名は、中川会長と辻中副会長にお願いしたい。(事務局)

資料	資料1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿
	資料2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則
	資料3. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会運営要領
	資料4. 第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(案)
	資料 5. 第 2 次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(現行)
	資料 6. 奈良市地域自治協議会の取組状況
	資料7. 奈良市地域づくり一括交付金の概要
	資料8. 奈良市地域づくり一括交付金交付要領